**第73回国民体育大会冬季大会スケート競技会**

**参加選手・監督【交代（変更）届・棄権届】※いずれかに○**

※手続きにあたっては、次ページの留意事項を参照すること。

**１　参加申込選手**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 競技名 |  | | 種別 |  | 部・種目別 |  |
| 参加申込選手 | |  | | | | |

**２　交代（変更）・棄権の理由**

|  |
| --- |
|  |

**３　交代（変更）※棄権の場合は記入不要**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | | | | 生年月日 | | | | 年　　月　　日生（　　歳） | | |
| 氏　　名 |  | | | |
| 所属区分※１ | |  | 所属の所在地※２ | | | | |  | | | |
| プログラム記載用所属 | | |  | | | | | | | | |
| 第71回大会  参加都道府県 | |  | | 第72回大会  参加都道府県 | | |  | | | 例外適用  ※３ |  |
| 日本スケート連盟登録の有無 | | 有　・　無 | | 有の場合  登録番号等 | | |  | | | | |
| その他の必要事項（身長、体重、記録等）  ※監督の交代（変更）の場合は公認スポーツ指導者登録番号 | | | | | |  | | | | | |

※１　第73回大会（都道府県予選会、ブロック大会）所属都道府県について、次のいずれかを選　　択して参加したかを記入。

成年種別　　ア　居住地を示す現住所　　イ　勤務地　　ウ　ふるさと

少年種別　　ア　居住地を示す現住所　　イ　「学校教育法」第１条に規定する学校の所在地

　　　　　　ウ　勤務地

※２　所在地は、市区町村名まで記入。ふるさとを選択した場合には「卒業学校名」を記入。

※３　今回（第73回大会）と第72回大会（不出場の場合は第71回大会）の参加都道府県が異なる　　場合のみ記入。［１．新卒業者　　２．結婚又は離婚　　３．ふるさと（成年）

　　　　　　　　　　４．一家転住（少年）　　５．東日本大震災に係る特例］

平成　　年　　月　　日

　（公財）日本スケート連盟会長（代表者）　殿

　第73回国民体育大会冬季大会山梨県実行委員会会長　殿

　　　　　　　　　体育（スポーツ）協会

会長（代表者）　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　協会・連盟

会長（代表者）　　　　　　　　　　　印

**第73回国民体育大会冬季大会スケート競技会**

**参加選手・監督交代（変更）・棄権手続きにあたっての留意事項**

**１　交代（変更）手続**

　　特別な事情で選手又は監督を交代（変更）する場合には、次の手続きを行うこと。ただし、交代（変更）を認めるか否かについては、日本スケート連盟の判断による。

(1) 実施要項総則及びスケート競技実施要項を参照し、交代（変更）する選手又は監督の参加資格を確認した上で、交代（変更）届に必要事項を記入し、所定の提出期限までに、日本スケート連盟及び第73回国民体育大会冬季大会山梨県実行委員会（以下「山梨県実行委員会」という。）事務局宛に提出すること。

(2) 日本スケート連盟提出用には、同連盟に確認の上、診断書等必要書類を添付すること。

(3) 交代（変更）届提出時に公印（会長印等）を捺印し提出することが困難な場合には、当該都　　道府県選手団連絡責任者（※１）及び当該選手・チームにおける監督の署名及び捺印による提　　出を認める。

(4) その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

**２　棄権手続**

　　参加申込み締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合　には、次の棄権手続きをとること。

(1) 当該選手又は監督は、所属都道府県の連絡責任者へ連絡すること。連絡を受けた都道府県連　　絡責任者は、棄権届に必要事項を記入し、スケート競技会責任者（※２）宛に指定のFAX番号　　へFAXにて提出すること。

　　　なお、原本は提出後必ず保管し、下記３に従い、後日、公益財団法人日本体育協会へ提出す　　ること。

(2) 棄権届提出時に公印（会長印等）を捺印し提出することが困難な場合には、当該都道府県選手団連絡責任者（※１）の署名及び捺印による提出を認める。（当該選手・チームにおける監督の署名及び捺印は不要）

(3) 日本スケート連盟への診断書等の添付は不要。

(4) その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

**３　大会終了後の手続**

　　大会終了後、都道府県体育（スポーツ）協会並びに日本スケート連盟は次の手続きを行うこと。

(1) 都道府県体育（スポーツ）協会は、大会終了後通知される公益財団法人日本体育協会の案内に従い、交代（変更）手続き後の参加申込み情報の修正を行うこと。ただし、棄権手続きの場合、参加申込み情報の修正は不要。

(2) 大会終了後２週間以内に、次のものを公益財団法人日本体育協会に提出すること。

ア　日本スケート連盟は、棄権届。（写し）

　　イ　都道府県体育（スポーツ）協会は、棄権届（原本）及び棄権届提出一覧。

※１　「都道府県選手団連絡責任者」は、公益財団法人日本体育協会が大会開催前に各都道府県体育（スポーツ）協会に対し照会を行い、取りまとめの上、日本スケート連盟に通知する。

※２　「競技会責任者」及び「指定FAX番号」は、公益財団法人日本体育協会が大会開催前に日本スケート連盟に対し照会を行い、取りまとめの上、都道府県体育（スポーツ）協会に通知する。